

固定資産税証明に関する参考資料（資格と確認方法）

請 求 者	資 格	確 認 方 法	証 明 の 範 囲
1. 本 人	納税義務者	・住所、氏名が一致し、押印があり、物件の所在地番又は家屋番号等が一致すれば本人とみなす。 なお、押印がない場合は、納税通知書、身分証明書等本人確認ができるもので本人とみなす。 ・法人の場合は、法人の所在地、名称及び代表者名の記入、代表者の職印、支店の場合は支配人の職印。 ・申請人が事務員等である場合は、身分証明書等明らかにその会社の社員と認められる場合は応じる。	当該本人に関するすべての証明。
2. 本人の委任又は同意を受けた者	本人が署名、押印した委任状、同意書、承諾書、代理人選任届を提出したもの	・受任者の確認は上記と同様とする。 ・委任状のコピー及び白紙委任状は断わるべき。	本人が委任又は同意した事項についての証明。
3. 納税管理人	法第355条に規定されている納税管理人	・市長への届け出の有無	
4. 相続人	民法第5編第2章に規定されている相続人で相続権のある者。	・相続人については戸籍謄本、相続財産管理人については、裁判所の指定書により資格を確認	被相続人に関するすべての証明
5. 納税義務者又は相続権者の家族	生計を一にする親族	・住民基本台帳及び家族本人の確認	納税義務者又は相続権者が交付を受けることのできるもの
6. 法定代理人	後見人、親権者、破産管財人等、法令に規定されている者	・選任を証する書面、登記簿謄本等の提示	法定代理権のおよぶ範囲
7. 固定資産の現所有者	固定資産税の賦課期日以降に当該資産を取得し現在も所有している者	・法務局からの登記済通知、登記簿謄本・抄本・権利書の提示、所有権移転登記未済の場合は、売買契約書、領収書、贈与証書等、物権の現所有者であることが確認できるもの。	当該物件の資産に関する証明

請 求 者	資 格	確 認 方 法	証 明 の 範 囲
	当該固定資産の競落人	・代金納付額期限通知書の提示。	同 上
8. 弁 護 士	係争事件の訴訟代理人として<u>所定の用紙を使用し</u>、訴訟物の価格算定のための資料として添付すべき評価証明。(60. 5. 24 自治省固定資産税課長内かん) ○弁護士については、弁護士法第23条に弁護士が受任している事件について、弁護士会を通して公務所等に報告を求めることができる旨の規定があるが、これは結局、私人の利益のための要求であり、市町村の知り得た秘密を私人の利益のために利用されることは許容されるべきではないので、証明は交付すべきでない。	・訴訟依頼人の氏名を聞く等、係争事件の訴訟代理人であることを確認する。 ・弁護士の職印 ・事務員等が申請する場合は使者であることを証する書面	当該訴訟物の固定資産税課税台帳に関する証明
9. 税 理 士	相続税等の申告のため、税務代理を委任されている税理士から評価証明の交付申請がある場合 (60. 1. 21 自治省固定資産税課長内かん)	・税務代理に係る委任状の写等、権限を有することを証するもの。 ・税理士本人であることの確認	委任された範囲の評価証明書
10. 司 法 書 士 。宅地建物 取引主任者 。土地建物 鑑定士	裁判所に提出する書類の嘱託を受けた司法書士が日本司法書士会連合会備え付けの所定の用紙を使用して申請する場合 (56. 10. 8 自治省固定資産税課長通知) ○本来、裁判所に提出する書類作成以外は原則どうり委任状が必要となるものであるが、川口市においては、不動産登記に使用する場合であっても、職印することにより登記に対する委任をされたものとみなし証明を発行している。	・<u>職印の押印</u> ・事務員の場合は使者であることを証する書面	当該訴訟物の固定資産税課税台帳登録事項に関する証明
11. 訴訟関係人	・訴えの提起、民事調定申立等にあたり、訴訟物の価格の算定資料として証明を求める場合	・訴状、民事調定申立書、借地非訟事件申立書等	当該物件の法第349条に規定された固定資産税の課税標準となる

請 求 者	資 格	確 認 方 法	証 明 の 範 囲
	（弁護士、司法書士の他に訴訟当事者自身も訴訟物の価格算定の資料として、証明書の交付を市町村に求めることができる。これは国民の裁判を受ける権利を保障したもの） ・民事執行法の規定による強制競売の申立者 ・民事執行法の規定による強制管理の申立者 ・民事執行法の規定による担保権の実行として競売を申し立てる者	強制競売申立書及び民事執行法に規定する執行文の付与された債務名義の提示 強制管理申立書及び強制執行をすることができるものの範囲を示すもの提示 不動産競売申立書及び不動産競売の要件等を示す書類の提示。	価格に関する証明 （評価証明） 民事執行法第18条に規定された証明 （公課証明） 同 上 同 上
12. 官 公 庁	法令の根拠に基づき、権限を有する職にある者の名をもって請求する場合	申請書への根拠法令、職、氏名の記入及び職印の押印による。	根拠法令の許す範囲内の証明